

石巻市公告第52号

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年4月22日

石巻市長 齋藤正美

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度石巻市学校給食センター廃食用油売払い
(2) 業務場所 別紙仕様書のとおり
(3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
(4) 業務概要 別紙仕様書のとおり
(5) 支払条件 受注者は、廃食用油の売却代金を学期ごとに算出し、発注者が発行する納入通知書により指定する期日までに支払う。
(6) 予定価格 最低売却価格(単価)は、1リットル当たり10円とする。
(消費税及び地方消費税の額を含まない。)
(7) 入札方法 制限付き一般競争入札(石巻市制限付き一般競争入札実施要綱(平成20年石巻市告示第125号)第4条第2項第2号に規定する入札後資格審査型)
※「非参集型入札」対象業務とする(ホームページの「非参集型入札の手続きについて(お知らせ)」を参照のこと。)。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日(開札日)において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
① 石巻市契約規則(平成17年石巻市規則第57号)第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務提供」に宮城県内の本店、支店、営業所等で登録され、「産業廃棄物収集運搬」を登録業種としていること。
② 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、調理施設から排出される廃食用油の回収・運搬を含む買受けを元請として契約し、2年以上の履行実績を有すること。
③ 2者以上の事業者で構成された共同企業体でないこと。
(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
① 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格の条件を満たさない者
② 令第167条の4に規定する者
③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていないものとみなす。

- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者
ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていないものとみなす。
- ⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札後資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限	令和7年5月7日（水） 午後5時必着 二重封筒とし「入札参加申請書（様式第5号）」を外封筒に、「入札書（所定様式）」と「積算内訳書（所定様式）」を中封筒に封かんの上、郵送又は持参すること。	教育委員会学校管理課給食係 ※郵便の場合 「一般書留」又は「簡易書留」 ※持参の場合 学校管理課窓口へ提出
入札書の提出期限	令和7年5月8日（木） 午前10時から	
入札日（開札日）		
入札参加資格審査書類の提出期限	令和7年5月12日（月） 午後5時必着 郵送による詳細は、後記8(2)を参照のこと。	教育委員会学校管理課給食係 ※普通郵便も可とする。
仕様書等に対する質問の受付	令和7年4月22日（火）から 令和7年4月28日（月）まで Fax: 0225-22-5160 メール： isbdedsds@city.ishinomaki.lg.jp	教育委員会学校管理課給食係 (FAX可) <u>最終日は正午まで</u> ※メール本文に、業務名、商号又は名称、代表者名及び質問者名を記載し、質問をすることができる。
回答書の閲覧	令和7年4月30日（水）から 令和7年5月7日（水）まで	ホームページ上に掲載

(注) 入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、市のホームページで仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書（非募集型入札）（様式第5号）」を郵便（「一般書留」又は「簡易書留」。以下同じ。）若しくは学校管理課窓口へ提出すること。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 入札の回数

- (1) 入札の回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ、2回を限度とし、入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約により契約を締結する。

なお、再度の入札等を行う場合は、開札日中にファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。

7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、落札者決定時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

8 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格を提示した者（以下「落札候補者」という。）について入札参加資格の有無を審査し、決定するものとする。

- (2) 入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は、下記の入札参加資格審査書類を入札日（開札日）の翌々日（石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日を除く。）午後5時までに教育委員会学校管理課宛てに郵便又は学校管理課窓口に提出すること（入札書を送付する際の外封筒に同封することも可とする。）。

なお、入札参加資格審査書類を期限内に提出しない者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

① 前記2(1)②の実績が確認できる契約書及び仕様書等の写し（様式1）

- (3) 入札参加資格の審査は、原則として入札日の翌日から起算して4日以内（休日条例に規定する休日を除く。）に行うものとする。

- (4) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。

- (5) 上記(2)のなお書き又は(4)により、落札候補者の入札を無効とした場合は、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。

- (6) 上記(5)の場合において、次順位価格を提示した者の入札が無効となったときは、次順位価格から順に高い価格を提示した者について、上記(5)の内容を準用する。

- (7) 上記(1)又は(5)（上記(6)において準用する場合を含む。）の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定するものとする。
- (8) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

9 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

10 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を市のホームページで公表する（前記8(3)等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0020/d0010/d0030/index.html>

11 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

12 その他

- (1) この制限付き一般競争入札については、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）を準用する。
- (2) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。
<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/nyuusatukokoroe190425.pdf>
- (3) 落札者は、この業務に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (4) 実際に生じた本市の損害額が上記(3)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。
- また、本規定は上記(3)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (5) 詳細又は不明な点については、石巻市教育委員会学校管理課給食係に照会のこと。

電 話:0225-95-1111（内線 5032・5037）
F A X:0225-22-5160
メール：isbdedsds@city.ishinomaki.lg.jp